

君津市監査委員告示第3号

令和8年7月6日に提出された住民監査請求について、同年8月31日に請求人へ監査結果を通知したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年9月3日

君津市監査委員 鵜田 源 一

君津市監査委員 古宮 広 明

君津市監査委員 保坂 好 一

記

1 監査結果

本件において請求の対象とされた君津市長石井宏子に対する措置請求については、請求人が主張する本件8億円の概算払について、違法又は不当な財務会計行為であると認めることはできない。また、請求人が求める文部科学省基準額等に基づく再査定及び学校法人[]への返還措置を講ずべき理由も認められない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

第1 請求の受付

1 請求人

住所：千葉県君津市

氏名：

2 請求日

令和8年7月6日

3 請求内容

請求人が主張する事実の要旨及び措置要求は次のとおりである。

(1) 請求人からの事実の要旨

君津市長は、学校法人（ ）（以下「学校法人」という。）に対する私立大学施設整備補助金8億円について、令和8年5月25日、合理的な積算根拠の精査・査定を尽くさないまま、多額の公金を概算払として支出した。

当該支出は、地方自治法第2条第14項及び同法施行令第162条に照らし、概算払を行うに当たり尽くすべき合理的・客観的な査定を欠いた不当な財務会計行為である。

さらに、補助対象外経費（外構工事、学校法人独自の備品・消耗品、交付基準外の設備等）が混入している可能性及び「若者の流入と地域活性化」という補助目的の実現可能性について検証を放棄している。

よって、学校法人側から設計図書等を取り寄せ、文部科学省基準額及び補助対象経費の基準に照らした適正性の再査定を実施すること、並びに過剰支出又は基準外支出、適正性が客観的に証明できない公金部分について、学校法人側に返還を命じることを求める。

(2) 措置要求の内容

ア 文部科学省基準額及び補助対象経費の基準に照らした支出額の適正性の再査定の実施

イ 過剰支出、補助対象外（基準外）経費への支出又は適正性が客観的に証明できない公金部分についての学校法人に対する返還命令

(3) 事実証明書

令和8年第2回君津市議会定例会一般質問を文字起こした資料

4 請求書の要件審査

請求書は、要件をすべて具備しているものと認め、令和8年7月8日これを受理した。

なお、地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求に当たっては、請求人において違法又は不当な財務会計行為を具体的に特定し、これを証する書面を添付することが本来求められるところである。

本件の事実証明書として提出された「令和8年第2回君津市議会定例

会一般質問を文字起こしした資料」は、概算払の支払日に関するやり取り及び補助対象外経費の精査状況を尋ねた議員の質問に対し、執行部から「現在確認できていない」旨の答弁があったことが記載されているにとどまり、違法又は不当とされる財務会計行為の期日（交付決定日、概算払決定日等）やこれを直接裏付ける具体的な証拠書類の特定は、必ずしも十分に尽くされていたとはいいい難いものであった。

この点、市からも見解書において、請求書に添付された書面には違法性又は不当性を証する記載が明示されていないとして、請求は却下すべきである旨の指摘がなされている。

もっとも、本件請求書及び事実証明書の記載内容全体を実質的にみれば、請求人が問題とする財務会計行為が本件補助金に係る交付決定及び概算払の支出であることは合理的に読み取ることができると判断し、要件を具備するものとして受理したものである。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び事実証明書の内容から、請求人が要求する措置内容は上記第1の3（2）ア、イの2点と判断し、次に掲げる事項が事実であったかどうか、また、事実であった場合に、君津市に損害が発生したかどうかを監査対象とした。

（1）請求事実の有無

- ① 補助金交付決定及び概算払の支出に当たり、地方自治法第2条第14項に基づく合理的な査定が尽くされていたか。
- ② 設計図書及び工事内訳明細書の内容について、補助対象経費と対象外経費との区分が精査されていたか。
- ③ 補助金交付の目的が「若者の流入と地域活性化」の実現可能性であったか。その場合、学校法人の学生確保に向けた取り組みについて検証が行われていたか。
- ④ 支出額8億円の基準は何か（文部科学省基準など）
- ⑤ 支出決定に至る決裁手続及び関係課との協議は適正であったか。

（2）違法性又は不当性

（1）の行為について、違法又は不当かどうか。

（3）措置請求が適当か否か

- ① 学校法人側に設計図書等の提出を求め、再査定を実施することが適当か否か。
- ② 再査定の結果、過剰支出又は基準外支出等が判明した場合、学校法人側に返還を命じることが適当か否か。また、その法的根拠は何か。
- ③ 支出が適正でなかった場合、既に支出した概算払額の一部について、市に回収不能等な損害が生じるおそれがあるか。

2 監査対象部局

総務部管財課

3 請求人への証拠の提出及び陳述機会の付与

(1) 陳述日

令和8年7月31日

(2) 陳述者

請求人：

(3) 立会人

なし

(4) 請求人からの新たな証拠の提出

なし

4 監査対象部局からの資料の提出等

(1) 資料及び見解書の提出

令和8年7月21日

(2) 関係職員からの事情聴取日

令和8年7月24日

第3 監査の結果

1 関係法令等

本件請求に係る法令等は、次のとおりである。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

第2条第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨を規定

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる旨を規定

第242条 住民監査請求について規定

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第162条 概算払をすることができる経費について規定

(3) 君津市補助金等交付規則

第16条 概算払について規定

(4) 私立大学施設整備費補助金に係る関係規定及び学校法人との間で締結された事業実施契約に関する細目協定

本件補助金については、君津市の補助制度に基づき、学校法人との間で事業実施契約に関する細目協定が締結されている。

第3条 補助対象経費等について規定

第5条 交付の申請について規定

市は、この規定等に基づき補助対象経費を確認した上で交付決定を行ったとしている。

2 事実の確認

監査委員が関係資料を調査し、関係所属職員から事情を聴取し確認した事実は次のとおりである。

(1) 旧大和田小学校利活用学校法人募集事業の経過について

令和7年3月12日、旧大和田小学校利活用学校法人募集を開始、同年4月4日、学校法人から参加申込書が提出され、同月18日、提案書等が提出された。

同年5月8日、空き公共施設利活用推進委員会において資格審査及び利活用内容審査を行い、同学校法人を優先交渉権者候補者に選定し、同月13日に優先交渉権者候補者に決定した。

(2) 私立大学施設整備費補助金の目的

本件補助金は、学校種別の異なる3校が建ち並ぶ旧大和田小学校周辺地域の特性を生かし、市民にも開かれた教育拠点の形成と私立大学の教育環境充実を図り、大学と市内学校等との連携促進や若年層の流入を通じ、教育効果の向上と地域活性化を図ることを目的としている。

(3) 補助対象経費及び補助金額

補助対象経費は、大学の施設（生涯学習事業等の公共的な用途に兼用される施設を含み、寄宿舍を除く。）に係る校舎等の新築、増築、改築若しくは改修等の建築又は解体等を目的とする工事及び大学の施設に附帯する設備に係る工事並びに設計委託等に伴う事務に要する経費のほか、市が認める経費とされている。

補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の額に2分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満を切り捨て、8億円を上限としている。

(4) 補助金交付事務の経過

令和8年4月17日、学校法人から交付申請書及び添付書類が提出された。

同月24日、補助金の交付決定を行った。

同月27日、同学校法人から概算払請求書が提出され、同月28日に概算払の決定を行った。

その後、令和8年5月25日に8億円を支払った。

(5) 補助対象経費の確認

市は、交付決定に当たり、事業実施契約に関する細目協定第5条各号に基づき、学校法人から提出された関係書類を確認し、補助対象外となる備品、消耗品及び寄宿舍に係る施設整備費等が含まれていないことを確認したとしている。

関係所属職員への事情聴取においても、16億円の工事費について、提出された書類を確認し、その中に補助対象外のものはないと判断したため、補助対象経費16億円の2分の1である8億円を補助額として判断したとの説明があった。

なお、工事請負契約額については16億円であるが、補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれない。関係職員からは、工事計画概算書に「税抜き」と記載されていることにより確認したとの説明があ

った。

(6) 概算払について

市は、地方自治法施行令第162条及び君津市補助金等交付規則第16条の規定を根拠として、学校法人から提出された概算払請求に基づき、8億円を概算払いしたとしている。

一方、関係職員への事情聴取において、工事請負契約については4月から12月まで一定の支払時期が設定されている中、学校法人から8億円の一括概算払請求があったことについて、これを一括で支払う必要性について詳細な内部検討を行ったものではないとの説明があった。

市としては、学校法人からの請求内容を精査した上で、特段懸念されるところがなかったため、8億円を一括で概算払いすることを決定したとしている。

(7) 文部科学省基準額との関係

関係職員から、本件補助金は国の補助金を財源とするものではなく、君津市独自の補助事業として実施したものであり、文部科学省の施設整備関係の補助制度の上乗せ等を目的としたものではないとの説明があった。

したがって、本件補助金の補助対象経費及び補助額の算定については、市の補助制度、及び細目協定等に基づき判断することとなる。

(8) 学生確保等に関する検証

監査対象としていた学校法人の学生確保に向けた取り組みについて関係所属職員からは、学校法人による学生確保に向けた取り組みの検証記録に該当する資料は存在しないとの説明があった。

3 監査委員の判断

(1) 本件補助金の交付及び概算払の適法性について

請求人は、本件8億円の概算払について、合理的な積算根拠の精査・査定を尽くしていないとして、地方自治法第2条第14項及び地方自治法施行令第162条に照らし、不当な財務会計行為であると主張している。

これに対し、市は、本件補助金について市独自の補助制度を設け、事業実施契約に関する細目協定に基づき補助対象経費を定め、交付申請時に提出された関係書類を精査した上で交付決定を行っているとしている。

監査においても、補助対象経費については、大学の施設整備に係る工事等を対象とし、寄宿舍に係る施設整備費、備品及び消耗品等を対象外とする仕組みが設けられており、市は提出された資料を確認した上で、対象外経費が含まれていないと判断していたことを確認した。

したがって、請求人が主張するように、学校法人が提出した工事費総額を機械的に2分の1として8億円を算定したものとは認められず、補助対象経費について一定の確認・精査を行った上で交付決定及び概算払の決定を行ったものと認められる。

このことから、本件8億円の支出について、地方自治法第2条第1

4 項に反する違法又は不当な財務会計行為であると認めることはできない。

(2) 補助対象外経費の混入について

請求人は、外構工事、学校法人独自の備品・消耗品、交付基準外の設備等が補助対象経費に含まれている可能性を指摘している。

しかし、本件補助金については、補助対象経費及び対象外経費が市の制度及び細目協定により定められており、市は交付決定に際して提出された関係書類を確認し、対象外経費が含まれていないと判断している。

また、監査においても、現時点で具体的にどの経費が補助対象外であり、これが8億円の支出に含まれているのかを示す具体的な証拠は確認できなかった。

したがって、補助対象外経費が含まれているとの請求人の主張をもって、直ちに本件支出を違法又は不当と認めることはできない。

(3) 文部科学省基準額について

請求人は、文部科学省基準額及び補助対象経費の基準に照らして、8億円の適正性を再査定するよう求めている。

しかし、本件補助金は、国の補助金を財源とするものではなく、君津市独自の補助事業として実施されている。

したがって、補助対象経費及び補助額の算定について直接適用される基準は、市の補助制度に定められた基準であり、文部科学省の補助制度における基準額を本件補助金の算定基準として適用すべきものとは認められない。

よって、文部科学省基準額を基準として再査定を行うべきであるとの請求人の主張には理由がない。

(4) 「若者の流入と地域活性化」の実現可能性について

本件補助金は、若年層の流入や地域活性化を含む政策目的を有している。

しかし、これらの政策目的がどの程度実現するかということは、大学誘致及び施設整備に関する政策判断と密接に関連するものであり、その実現可能性をどの程度まで事前に検証するかについては、事業の性質や諸般の事情を総合的に勘案して判断することとなる。

監査において、市が大学誘致及び補助制度を設けること自体について、その判断が著しく合理性を欠き、裁量権の逸脱又は濫用に当たると認める事実は確認できなかった。

また、学生確保に向けた取組について市が独立した検証記録を作成していなかったことは確認されたものの、このことのみをもって、本件8億円の支出が違法又は不当な財務会計行為であると認めることはできない。

(5) 8億円一括概算払について

本件では、学校法人から8億円の一括概算払請求が提出され、市はこれに基づき8億円を一括で支出している。

関係職員への事情聴取によれば、請求内容については精査したものの、工事の支払予定等を踏まえて、なぜ一括で8億円を概算払いする

必要があるのかについて、詳細な内部検討を行った記録は確認できなかった。

しかし、地方自治法施行令第162条及び君津市補助金等交付規則第16条に基づく概算払であること、また、市は補助対象経費について一定の確認を行った上で交付決定及び概算払決定をしていることから、この点をもって直ちに違法又は不当な財務会計行為と認めることはできない。

もっとも、8億円という多額の公金を工事完了前に一括して支出する以上、その必要性、相当性及び支出時期について、より慎重な検討を行い、その判断過程を記録しておくことが望ましかったものと考ええる。

この点については、後述する監査委員の意見において、今後の事務執行に当たって留意すべき事項として示すこととする。

(6) 決裁及び関係課との協議について

本件について、市は関係する決裁手続を経て交付決定及び概算払決定を行っている。

監査において、当該決裁手続について重大な瑕疵があったことを示す事実は確認できなかった。

したがって、支出決定に至る手続について、違法又は不当な財務会計行為と認めることはできない。

4 措置要求について

(1) 再査定の実施について

請求人は、学校法人側から設計図書等を取り寄せ、文部科学省基準額及び補助対象経費の基準に照らして再査定を実施するよう求めている。

しかし、本件補助金については、市独自の補助制度に基づき補助対象経費が定められており、交付決定時に市が提出書類を確認し、補助対象外経費が含まれていないことを確認している。

また、文部科学省の基準額を本件補助金の算定基準として適用すべき根拠も認められない。

したがって、請求人が求める方法による再査定を実施すべき理由はない。

ただし、これは今後の実績報告及び精算時における確認を不要とするものではなく、補助金交付の目的及び事業実施契約に関する細目協定に照らし、実際に実施された施設整備が補助対象経費に該当するかについて、適切に確認する必要がある。

(2) 返還について

請求人は、過剰支出、補助対象外経費への支出又は適正性が客観的に証明できない公金部分について、学校法人側に返還を命じるよう求めている。

しかし、現時点の監査において、具体的な補助対象外経費が本件8億円に含まれていること、又は補助金の交付決定額を超える不当な支出があったことを認めるに足る事実は確認できなかった。

また、請求人から具体的な返還金額の算定根拠も示されていない。
したがって、現時点で学校法人に対して８億円の全部又は一部の返還を求める措置を講ずべき理由はない。

(3) 市の損害について

本件８億円は概算払であり、今後、事業実績の確認及び精算が行われることから、現時点において、市に具体的な損害が発生していると認めることはできない。

また、監査において、市が将来、具体的かつ回復困難な損害を被ることが明白であると認める事実も確認できなかった。

第４ 結論

以上のことから、本件監査請求については、請求人が主張する本件８億円の概算払について、違法又は不当な財務会計行為であると認めることはできない。

また、請求人が求める文部科学省基準額等に基づく再査定及び学校法人への返還措置を講ずべき理由も認められない。

したがって、本件請求については、理由がないものとして棄却する。

第５ 監査委員の意見

本件は、８億円という巨額の公金及び公有財産である旧大和田小学校を特定の学校法人のために活用する事業であることから、市民から懸念や厳しい監視の目が向けられることは当然である。

今回の監査では、本件補助金の交付及び概算払について、違法又は不当な財務会計行為と認めるまでには至らなかった。

しかしながら、今後の事業推進及び同様の補助事業の実施に当たっては、次の点について十分留意されたい。

(1) 事業進捗と事業効果の検証

本件補助金は、単に施設を整備することのみを目的とするものではなく、大学と市内学校等との連携促進、若年層の流入、教育効果の向上及び地域活性化を目的としている。

したがって、施設整備が計画どおり進捗しているかを確認するとともに、大学開設後においては、当初想定した地域連携や若年層の流入等の効果がどの程度実現しているかについて、継続的に検証されたい。

また、事業の成果については、可能な限り市民にも分かりやすく公表することが望ましい。

(2) 多額の概算払における判断過程の明確化

本件では、８億円という多額の補助金について、一括して概算払が行われている。

概算払自体について違法又は不当とは認められないものの、工事の

進捗や請負代金の支払時期等を踏まえ、なぜこの時期に、なぜ一括して8億円を支出する必要があるのかについて、より慎重に検討するとともに、その判断過程を明確に記録しておくことが望ましい。

今後、同様に多額の公金を概算払する場合には、支出の必要性、時期及び金額について十分に検討し、後日その判断の妥当性を確認できるよう、検討内容を記録されたい。

(3) 補助対象経費の確認と精算の徹底

本件については、交付決定時に補助対象経費と対象外経費の確認を行ったとのことであるが、概算払である以上、最終的には実績報告及び精算時において、実際に実施された施設整備の内容及び支出額を確認する必要がある。

特に、補助対象経費については、細目協定等に基づき、対象となるものと対象とならないものを明確に区分し、必要な証拠書類を確認した上で適正な精算を行われたい。

(4) 市議会及び市民に対する説明責任

本件補助金については、8億円という多額の公金を支出することから、市議会及び市民に対し、事業の必要性、補助金の目的、補助対象経費、補助額の算定方法及び支出の時期等について、十分かつ分かりやすい説明を行うことが重要である。

特に、本件では、市と学校法人との間で細目協定が締結されている。

補助金の交付及び細目協定の締結については、市長の執行権に属する事項であり、その判断については尊重されるべきものである。

一方で、細目協定の締結に当たり、その内容や補助対象経費等について、市議会及び市民に対して十分な説明を行っていれば、本件監査請求において指摘されたような、補助対象となる経費や補助額の考え方についての誤解や疑義が生じる余地を、より小さくすることができたのではないかと考える。

今後、同様に多額の公金を支出する事業を実施する場合には、市長の執行権に基づく判断を尊重しつつも、市議会及び市民に対する説明責任を十分に果たし、事業の目的、経費の内容、補助額の算定根拠、協定の内容等について、可能な限り具体的かつ分かりやすく説明されたい。

これにより、市政に対する市民の理解と信頼の確保に努められることを望む。